総務委員会会議記録

総務委員長 五日市 王

1 日時

平成24年1月11日(水曜日)

午前10時2分開会、午後2時10分散会

(うち休憩 午前 10 時 11 分~午前 10 時 11 分、午前 11 時 42 分~午前 11 時 43 分、 午前 11 時 47 分~午後 1 時 3 分)

2 場所

第1委員会室

3 出席委員

五日市王委員長、城内愛彦副委員長、伊藤勢至委員、田村誠委員、髙橋元委員、佐々木努委員、佐々木大和委員、工藤勝子委員、及川あつし委員、久保孝喜委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

大森担当書記、熊谷担当書記、藤澤併任書記、清水併任書記、高橋併任書記

- 6 説明のために出席した者
 - (1) 総務部

加藤総務部長、小原総務部副部長兼総務室長、高橋総務室入札課長、 八重樫予算調製課総括課長、新屋管財課総括課長、小山総合防災室長

(2) 政策地域部

千葉政策地域部長、佐々木政策地域部副部長兼地域振興室長、 野中地域振興室交通課長

7 一般傍聴者

なし

- 8 会議に付した事件
 - (1) 請願陳情の審査

ア 受理番号第3号 東京電力福島第一原子力発電所事故の早急な収束と原子力発電 からの撤退・再稼働中止及び自然エネルギーの本格的な導入を求める請願

(2) 継続調査

ア 東日本大震災津波に伴う大規模災害復旧事業の早期着工に向けた迅速な契約事務 と今後の取組みについて(総務部関係)

イ 三陸鉄道の復旧について(政策地域部関係)

- 9 議事の内容
- ○五日市王委員長 改めまして明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願い

申し上げます。

ただいまから総務委員会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。本日は、お 手元に配付いたしております日程のとおり会議を行います。

初めに請願陳情の審査を行います。受理番号第3号東京電力福島第一原子力発電所事故の早急な収束と原子力発電からの撤退・再稼働中止及び自然エネルギーの本格的な導入を求める請願を議題といたします。なお、当委員会付託部分は、請願項目のうち1の(1)及び2でありますので御了承願います。当局から参考説明を求めます。

〇小山総合防災室長 それでは、東京電力株式会社に対します損害賠償につきまして、お手元に配付させていただいております資料に基づき御説明させていただきます。損害賠償請求につきましては、さきの12月議会におきまして、損害賠償請求を行うことについて御説明申し上げたところでございますが、その後の状況について御説明申し上げたいと思います。

まず、損害賠償請求の趣旨でございますが、県では、放射性物質の影響に係る対策事業を 実施しておりまして、これらに要した経費について、原因者であります東京電力に損害賠償 請求を行おうとするものでございます。

その考え方といたしましては、中間指針で、地方公共団体の損害につきまして、被害者支援等のために加害者が負担すべき費用をかわって負担した場合も賠償の対象となると整理されておりますことから、県がこれまで行ってまいりました放射線影響対策事業につきまして、第一次分として請求を行うものでございます。なお、今回の第一次請求にあわせまして市町村分につきましても請求を実施する予定でありまして、現在市町村と調整中でございます。

次に、第一次の賠償請求の内容でございますが、対象となる損害といたしましては、そこに記載されておりますサーベイメータ等モニタリング機器の購入や、牛肉に係る検査費補助等でございます。損害額の積み上げでございますけれども、平成23年11月時点で支払いが完了しております額について、現在精査中でございます。

次に、請求時期でございますけれども、平成 24 年 1 月下旬を予定しておりまして、現在 調整中でございます。

今後の対応でございますが、第二次の請求につきましては、平成 23 年度の支出状況を確認の上、平成 24 年度の早期の実施を予定しているものでございます。

また、6番に記載しております民間事業者の損害に対する県の支援でございますけれども、既に一部大手ホテル業などでは損害賠償請求を行っている事業者も見られますが、多くの事業者の方々は損害賠償事務に精通しているとは言えないという状況でございますので、県といたしましては、民間事業者を対象とした対応説明会や意見交換会を開催するなどして支援してまいりたいと考えてございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○五日市王委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○久保孝喜委員 ちょっとお尋ねしたいのですが、今の説明の中で最後の項目で、損害事務にかかわって、民間業者を含めてなかなか精通していないと、そこに対して指導をするという話でございますが、その状況は決して正しくないと私は思うのです。つまり、被害が及んでいる地域あるいは業者に対し、原因者である東京電力側がみずから説明を行うのが第一義だろうと思います。そういう実例や状況が今のところあるのかどうか、その把握の状況をお知らせください。

○小山総合防災室長 実情についてでございますけれども、昨日、商工関係者に対する説明が東京電力から行われたと聞いております。(久保孝喜委員「それ以外は」と呼ぶ)まだ今のところございません。なお、ただいまの質問に加えてですが、まさしく久保委員のおっしゃるとおりだと思いまして、県でも民間、経営団体等を通じまして損害の実態を把握しながら、東京電力に説明を求めていくという対応を考えております。よろしくお願いします。

○五日市王委員長 ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○五日市王委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。本請願の取り扱いは、いかがいたしますか。

[「継続」と呼ぶ者あり]

- ○久保孝喜委員 ただいま当局の説明にもあったとおり、補償にかかわる対応なども極めて不十分だと私は思っておりまして、当委員会に付託されました請願事項1の(1)及び2については一その他の項目については、他の委員会で若干議論のあるところだというのは承知しておりますが-1(1)及び2については、これまで委員会の議論あるいはさまざまな本会議質疑等でも十分にコンセンサスを得る内容になっていると思いますので、この際は長引かせることなく本日をもって採択をすると、この委員会所管の事項については採択をすべきだと思います。
- ○五日市王委員長 ほかにありませんか。
- ○伊藤勢至委員 本件につきましては、いまだに実態が総体的に把握できているとは言えない状況にあると私は思っております。例えば、素人なのでありますが、除染ということで今、屋根に上がって高圧洗浄水をいっぱいかけて洗っている状況にありますが、あれを除染とは言わないと私は思うのです。あれは、ただ屋根のものを水で流しているわけでありますから、側溝に来て最終的には海に入ってしまう。除染なんていうものではないと思っております。したがいまして、これからのいろいろな取り組みがまだ出てくる中にあって、いろいろな展開もまだまだ予測されます。それから、おとといでしたか、野田内閣総理大臣が大船渡市に入りました。地域の方々からは、子供の安全を守るために小学生、中学生全部の健康調査をしてもらいたいという要望も出たように聞いております。

したがいまして、そういったものも含めて、国民の要望はこれから展開に合わせて、まだ まだいろいろなものが出てくると思いますので、何も今ここで決めたからすぐ効率ある動 きができるとは言いがたいものがありますから、もう少し様子を見た上でポイントをつく、 そういうときの採択でいいのではないか。したがいまして、もう少し様子を見ながら幅広く 検討していくことが必要ではないかと思いますので、継続審査にしていただいて、議論を深 めたほうがいいと思います。

- ○五日市王委員長 ほかにありませんか。
- ○及川あつし委員 当委員会に付託されている分については本日採択するべきということで、取り計らいをお願いします。
- ○五日市王委員長 ほかにありませんか。

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 それでは、本請願については継続審査あるいは採択との意見がありますので、まず継続審査について採決を行います。

本請願は継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

「替成者起立〕

○五日市王委員長 起立多数であります。よって、本請願は継続審査とすることに決定いた しました。暫時休憩いたします。

[休憩]

〔再開〕

○五日市王委員長 再開いたします。

次に、東日本大震災津波に伴う大規模災害復旧事業の早期着工に向けた迅速な契約事務 と今後の取組みについて調査を行います。

なお、本案件に関しては県土整備委員長から、来年度以降、議会の議決を要する大規模な 災害復旧、復興工事が相当数見込まれる中、議会におけるその審議方法等について、関係す る委員会においても共通して調査を行う必要があろうとの申し入れがあったものであり、 本日、当委員会のほか農林水産委員会及び県土整備委員会においても執行部から説明を求 めることとしているものであることを念のため申し添えます。また、調査の進め方について でありますが、執行部から説明を受けた後、質疑、意見交換を行いたいと思います。それで は、当局から説明を求めます。

○高橋入札課長 それでは、東日本大震災津波に伴う大規模災害復旧事業の早期着工に向けた迅速な契約事務と今後の取組みについて、お手元に配付しております資料により御説明申し上げます。

まず1ページ、現状でございますが、現在の県の制度は、予定価格が5億円以上の工事請 負契約については議会の議決に付することと条例で規定しているところです。その根拠法 令の抜粋を下の点線枠内に参考掲載しております。下のほうから地方自治法第96条、中段 の政令第121条の2を受けまして、工事請負契約に関する都道府県の場合の下限である5 億円と定めているところです。議決案件の実績でございますが、平成17年度以降に本県で 議決対象となった工事請負契約は、(1)の表にありますとおり平均で年4件ほどとなって おります。次に入札手続の概要ですが、通常、工事の契約議案は定例会の冒頭に提案して御 審議いただいており、手続として約4カ月前に開始している状況です。

2ページに手続の流れと、昨年9月定例会で議決いただきました盛岡商業高等学校校舎改築工事の実績を例として挙げております。入札手続は、工事発注部局から私ども総務部入札担当に書類が提出されました6月3日に始まり、入札公告、開札等、一連の手続を経まして、約3カ月後の9月2日に落札決定いたしました。公告から入札までは業者の入札準備の期間になります。この期間は、法定の見積期間に特定共同企業体による参加など規模に応じた入札条件によりまして日数を加算して設定しております。開札から落札決定まで日数を要しましたのは、この案件で低入札が発生し積算内容の調査を行ったためで、通常、この調査を想定して全体スケジュールを決めているところでございます。この落札決定後、落札者と仮契約を締結、10月21日の議決をもって本契約が成立したものでございますが、この時点で手続開始から140日経過となったところでございます。

次に3ページに参りまして、課題でございますけれども、3月11日の東日本大震災津波に伴う災害復旧及び復興工事で議決対象となります工事の件数は、これまでの実績に比べ非常に増加する見込みとなっており、これを限られた期間内に着実に進めることが求められております。(2)にございますとおり、議決対象となる工事の見込み件数を昨年11月に調査しました結果、農林水産部、県土整備部、教育委員会、合わせて今後3年間で214件、うち来年度が117件と最も多くなっており、定例会への提案時期別で見ますと、平成24年9月が最も多い46件、6月にも40件が見込まれているところでございます。なお、ただいま御説明した件数、時期は、あくまで昨年11月での見込みでありまして、工事箇所の分割や統合による発注件数の増減、用地取得、許認可手続あるいは設計、積算等の進捗状況いかんにより、今後大幅に変わる可能性があるものでございます。いずれにいたしましても、これまでのやり方では早期復旧に支障を来すおそれがあり、迅速かつ計画的な対応について検討していくことが必要と考えているところでございます。

最後、4ページでございますが、検討の視点と方向性についてでございます。この表は、 運用面と制度面に分けて考えられる対応方法をそのメリット、デメリットをともに整理したものでございます。一番上、現行制度の運用で可能なものとして、まずは入札手続の期間を短縮するための見直しが不可欠と考えております。加えて、定例会会期内の提案機会をふやし、その都度議決をお願いできれば全体の期間短縮に一層の効果があるものと考えております。一方、この方法のみでは、多くの大規模工事の発注が特定の時期に集中するという課題は依然残ることとなります。次に、制度面の対応といたしましては、議会閉会中の対応としての臨時専決、議会の議決で委任事項を指定していただく委任専決、契約議案審議のための臨時会の招集、議決すべき契約について定めております県条例に除外の特例を設ける条例改正などが選択し得る方法として考えられるところでございます。

以上のとおり、考えられる対応策について説明させていただきましたが、県といたしましては、多額の工事の請負など地方公共団体の重要な経済行為については、より慎重に対応するため議会の議決が必要であるという考え方を十分に踏まえ、関係部局間の連携を一層強

めて全庁での計画的な対応に努めるとともに、議会の御意見を伺いながら、さらに対応を検 討してまいります。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

- ○五日市王委員長 ただいまの説明に対し、質疑、意見等はありませんか。
- ○及川あつし委員 前からこの件は懸念していたもので、きょう御説明いただくいい機会 になったと思いますので、懸念されている点についてお伺いしたいと思います。

きょう説明があったのは、議会における議決についてどのような手法をとっていくかと いうことで、いわゆる発注時期の集中化を防ぐとか迅速な執行という視点での説明だった と思うのです。この質疑は質疑としてまた、させてもらいたいのですけれども、その前に現 行の入札制度の改善、見直しという部分が、きょうの説明ですっぽり抜けているような気が すると思っております。これまでも議会の中でいろいろな議論があって、執行部と議会との 考え方で、なかなか結論的にまだ差がある状況ですけれども、一つ一つお伺いしたいのです。 例えば低入札の問題。 受注環境が大きく変わったと思うのですけれども、いずれにしてもこ れまでの低入札の問題に関しては、厳しい受注環境の中で、業者も赤字覚悟で当面の運転資 金を回すために低入札でも―表現が悪いですけれども、突っ込んでくる。 それに対して執行 部の皆さんは制度上対応しなければいけなくて、相当な人員を低入札の調査にとられてい たと思うのです。ただ、今後、もう既に他の被災県でも見られているように、需給のバラン スが全く逆転してしまって、不落になっている案件もかなり出てきている。業者のほうも単 価的に見合うものだけに入札に入っていくということになると、この制度を導入したとき の環境と、今後の復興に向かっての入札の環境とは大きく違ってきているのです。その場合 に、現行の低入札制度をそのまま維持しつつ、今、懸念されている発注時期の集中化とか短 縮という問題を議論するには、こうした現行制度の見直しというのも前提にあって、その次 の段階で議決をどうやるかという議論が正しいのではないかと思いますが、現行制度の見 直しについて、今どのような議論になっているのか、中身についてお示しいただきたいと思 います。

○高橋入札課長 ただいま委員から御指摘がございました低入札に対する対応は、かねてよりずっと入札制度に関する主要な課題として取り組んでまいりました。失格基準価格の引き上げ等によりまして、従来低下を防いでやっと横ばいに持っていったことがございましたけれども、ことしの4月以降の見直しで、それが上向くという改善が見られたところでございます。とは言いながら、やはりいまだ全国的に見ますと低位にあるということ、あとは先ほど委員から御指摘があった業界の経営環境、体力の改善でありますとか、今回の災害でもございましたけれども、そういった災害時への対応ができる体力をつけるという意味では、いま一歩、低入札に対する対応を強化しなければならないと考えておりまして、現在、国に準じて設定している調査基準価格に連動した失格基準価格がございますけれども、その見直しを検討しているところでございます。

○及川あつし委員 見直しを検討しているということですけれども、きょう提案された平成 24 年度の入札の手続を決めるに当たっては、繰り返し申し上げますけれども、現行の制

度の見直しをこの程度やるという方針があって、その上で平成24年度の計画が出てくると思うのです。そうした場合に、今言った見直しをいつ示されるのか。特に伺いたいのは、低入札制度を維持したまま失格基準を上げるということではなくて、今までもずっと最低制限価格のやり方でいいのではないかと議論があったと思うのです。そうしない限り、今ただでも職員の皆さんのオーバーワーク―いろいろな業務が過重になってきて人員が不足しているという問題と、低入札をやることによってより厳格に100%を目指すのもいいのだけれども、今の受注環境の中で低入札制度をやる必然性をどこに見出すのか、私はちょっとわからないのです。ですから、この問題を第一歩まずクリアにして、早目にその問題を解決しつつ、議決の問題も考えていくほうが自然だと私は思うのですが、その点についていかがお考えか伺います。

もう一点は、平成何年からだったか忘れましたけれども、入札事務の一元化ということで、 原課での発注から総務部の入札担当のところでの発注へ、いろいろな観点でこういう流れ になってきたのは承知しておりますけれども、これについても原課に戻せという意見もこ れまであったと思うのです。原課のほうが中身にも精通しているし、より迅速にできるので はないかということも言われてまいりました。総務部の入札担当のところに事務を集約し たのは、いわゆる談合防止とか不適正な入札事務を排除するという趣旨だったと思うので すが、今そういう状況もほとんど見られない環境になってきている中で、入札事務をこれま でどおり総務部でやっていくという議論になっているのかどうなのか。これは部長でない とお答えできないと思いますので、入札担当部署についてどのような議論になっているの か、この点についてもお伺いします。

○高橋入札課長 まず入札対策についてでございます。補足いたしますけれども、現在、失格基準価格は調査基準価格に連動しておりますけれども、これを災害復旧工事が本格化する3月あるいは遅くとも4月からは引き上げて、それに伴って当然、低入札に関する調査等の必要性も薄れてまいりますので、その結果として、これまで低入札対策に費やしていた事務作業を軽減させようという予定で考えております。準備を進めております。資料4ページの一番上、運用面の視点の備考欄でございますけれども、そういった見直しを進めながら入札手続期間の短縮として、入札の公告準備のための期間を短縮するでありますとか、低入札対策として失格基準価格を引き上げして、結果として先ほど申し上げたように、調査対象は少なくしていく形で対応していこうと考えております。これらの内容につきまして、資料の2ページの表の右側に、想定される期間の短縮効果というものもあわせて記載しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

○加藤総務部長 入札の担当部局の取り扱いについてでございます。これまでいろいろな 経緯がございまして、ただいま総務部で担当しているということでございまして、それに対 しましていろいろな御意見があるのは承知しております。今、委員御紹介のような、もとも との事業内容に精通した部局がやるべきだという意見もございますし、これまでの経緯も ございます。あるいは、実際の事業担当部局は入札の手続とは遮断されておりますので、む しろ常日ごろから業者との接触等にも、特に入札手続とか業者との距離感とかにかかずら うことなく対応できる、逆にいろいろな業者との意見交換等もやりやすいということもご ざいますので、今の体制でもいいのではないかという意見もございます。さまざま意見がご ざいますし、その辺のところを考慮した結果、今のようになっているわけでございます。

また、移すかどうかというところもございますが、現在、実際に事業を推進する部局—県 土整備部なり農林水産部等が中心になるわけでございますが、これがそもそもの設計積算 とか、事業推進に非常に多く割かれるという状況もございまして、今直ちに総務部で担当し ています入札業務をさらに、という議論はなかなかしにくいところもございまして、その辺 を勘案いたしますと、即座に部局間の移動ということは難しいのではないかというのが現 在の検討状況と受けとめているところでございます。

○及川あつし委員 ちょっと長くなって恐縮なのですが、私がきょう受けた説明の第一印 象は、現状の中で、議会との関係で手続をどうするかという問題は、優先順位からいうとそ んなに第一義的な問題ではないと思っているのです、議会だからこういう説明されている と思うのですけれども。私が一番懸念しているのは、先ほど申し上げましたように、入札の 不落がかなりふえてきているように、あとは建設工事の環境が激変している関係で、今説明 があった積算の関係も、今月の積算単価と来月の積算単価は実は違ってきていると思うの です。どんどん、どんどん単価が上がっていっている。その単価の違いによって、実際は業 者の皆さんも手を出しづらい入札条件を付されていることにかんがみていけば、例えば入 札審議会の要件設定とかいろいろ、ここら辺をどうやっていくのかとか、不落を防ぐために はどうしたらいいのかという議論があって、そして現行の入札制度をどの程度見直すとい うのもあって、その次の段階で議会の議決に対してどの程度期間を短縮できるのかという 議論の順番だと思うのです。ですので、きょうはきょうの説明で了として私もいろいろ勉強 をさせてもらいたいと思うのですけれども、復興事業を円滑に進めるためには、もう少し幅 広の議論と、優先順位をもう一度見直した議論が必要ではないかという心証を持ちました ので、意見として申し上げておきたいと思います。何か所感があれば伺って終わりたいと思 います。

○小原副部長兼総務室長 入札課長の説明に対して、若干補足させていただきます。今、委員からも御指摘をちょうだいいたしましたが、我々としても4ページの資料の制度面の視点の前にまず運用面の視点、いわゆるやり方について、さらに検討する必要があろうと考えてございます。その中で4ページの①の公告準備期間の短縮−2ページに記載しておりますが、この要件設定方法の見直し等によって、1週間程度は短縮できるのではないかと見てございます。

また、委員からもう一点御指摘がありました低入札の調査の関係でございますが、2ページの表で、この見直しを行うことによって約1カ月短縮できるということがございます。したがいまして、この詳細調査の対象を大幅に限定したいと。今現在一これはまだ内部の検討状況ではございますが、災害復旧工事の場合は除外するといったことで震災、災害復旧に全

力を尽くしてまいりたいと。

もう一点、最低制限価格の御意見もちょうだいいたしました。最低制限価格の考えもあるのですが、一方これに対する欠点としては、どうしても最低制限価格に集中してしまうと。それを知ろうとしてその価格になる、結果としてくじ引きが多発するといった例もございます。したがいまして、今の低入札制度を最低制限価格に近づける形で、余り面倒な調査を行わない、なおかつ最低制限価格を簡単に知り得る価格にはしない形にできないのかといった方法で検討してございます。これらが4ページの失格基準の引き上げなり、調査の効率化といった点で、今現在検討しているところでございます。

あわせて、委員から最近の入札参加者がいないと。確かにそういった傾向もあらわれてきてございます。低入札の状況、一時期82%台まで下がっておりましたが、昨年度、今年度は85%、86%となっていました。復旧、復興事業が始まってからは、89%にまで落札率はかなり引き上がってきてございます。一方で、入札参加がないといった状況も出てきています。これにつきましては、細かい説明になって恐縮ですが、落札者に対して現場代理人の常駐義務を緩和したり、あるいは従前、参加申請が1社の場合は入札を取りやめたのですが、それでも認めるといった工夫も昨年末から進めておりまして、これらの見直しについては、我々としても絶えず進めてまいりたいと考えてございます。

○及川あつし委員 確認ですけれども、建設業協会からはどういう意見が出されていますか。その点だけお聞かせいただければと思います。

○高橋入札課長 先ほど来、質問のありました低入札対策の見直しという意見はございます。そのほかに委員からありました単価の見直し、労務単価、資材等の単価が上がっておりますので、そういったものの見直しをということがございます。この辺につきましては、国土交通省が設定している単価あるいは物価調査等との関係もございますけれども、その頻度でありますとか、そういったところで改善を検討していくという話が、被災3県を含めた、国土交通省を幹事とした連絡協議会が昨年末に立ち上がっておりますけれども、そういう場で議論されておりまして、本県からは県土整備部長が委員として参加しております。

あとはもう一つ、やはり技術者の不足ということも問題になっておりまして、それにつきましては、先ほど副部長から説明した現場代理人の常駐緩和ということで、まず第1弾対応したところでございます。

あともう一つは、建設業法で規制がかかっている主任技術者の専任配置ということについても緩和の要望が出ております。この辺につきましても、先ほどの国が中心となった協議会の中で要望はしているところでございます。

○久保孝喜委員 私もきょうの資料を見させていただいて、先ほどの及川あつし委員と同様に感想としては、そもそもの契約事務の改善の方向性をきちんと明示すべきだと思ったところでした。その流れでちょっとお聞きしたいのですが、2ページには、現行の手続の中でも見直しをしてどれぐらい短縮できるかが表記されておりますが、これを見ると、日数の短縮、要件設定等の見直しで7日、低入札で30日ということになっています。その流れで

いくと、例えば現在の落札決定、仮契約の締結から議会の提案までに、ほぼ1カ月以上かかっていますが、この部分の短縮というのは、例えば議会の態度、議会の会期の問題を別にすれば、どの程度の事務日数が必要なのですか。

○小原副部長兼総務室長 今現在1カ月近く見ておりますが、これに関してまず一つは、10 日前議運で議案の説明をしなければならないといったことで10日間は必要と見ております。 あとは今、議案の印刷、製本をしていますので、一定程度期間を必要としています。これに ついて、例えば議案書ではなくコピー用紙でもって当初予算に追加で間に合わせるといっ た形をお認めいただければ、ある程度ここの期間は短縮できますので、やり方によってはで きるといった状況でございます。

○久保孝喜委員 そうすると、現行の制度プラス議会側の会期の設定や議会対応の関与の問題、あり方を見直していけば、平均およそ 3.83 という月数がかかっていますが、今の制度の中でもほぼ半減できるととらえていいのかどうか、そこを確認の意味で。

○小原副部長兼総務室長 事務手続上、ちょっと半減というのは厳しいですけれども…… (久保孝喜委員「に近い」と呼ぶ)おおむねそこに近づけるのは、ある程度可能と考えてございます。

○久保孝喜委員 そうなると、ある意味、年間の発注件数の平準化と言われていますが、発注時期と議会対応によって議案が集中するというようなことは、やりくりの仕方によってかなり必要度に応じた議会の議決が可能になると一つまり、議会会期が限定されたままだとなかなか厳しいけれども、議会側の融通といいますか考え方次第では、かなり平準化されていくという理解でよろしいですか。

○小原副部長兼総務室長 基本的には委員御指摘のとおりでございます。事務的な話になりますけれども、入札公告、入札日、仮契約と一連の流れがありますので、議会の会期がいつになるのかに合わせて逆算してやっていますので、トータル的に会期がいつからであるのかということなり、10 日前議運の時期がいつになるのかだとか、その辺の日程の兼ね合いもありますけれども、委員からお話ありましたとおり、その辺の手続の見直しによっての短縮というのは相当程度可能と思っております。

○髙橋元委員 3年間で 214 件ということなのですが、5億円以上を単純に計算すると 1,070 億円以上となるのですけれども、総額どの程度になるのか伺いたいのがまず 1 点。

それから、短期間に5億円以上の案件が集中して発注になるということで、県内の事業者がどの程度対応できるのか、その辺が一番心配なのですけれども。もし対応できないとすれば、発注の範囲をどのあたりまで広げていくのか。災害復旧工事でありますので、期限内の早急な復旧が大事だと思いますけれども、その辺はどのような考えをお持ちでしょうか。 〇高橋入札課長 それでは私から、県内事業者の対応の可能性についてでございます。基本的に、工事の発注は県内業者でできるものは県内業者へということで考えております。そうした中で、専門的な工事あるいは特殊な工事は、当然全国を対象にせざるを得ないものもあろうかと思います。 あともう一つは、全体の事業量としての対応能力でございますけれども、これにつきましては今、明確に積算、計算でどの程度と申し上げることは難しいのですけれども、そういう意味でも、発注時期が余り集中しないように、業者が資材あるいは機材の調達、運用を円滑にできるように、発注の時期を計画的に進めながら極力対応していきたいと考えております。

○加藤総務部長 全体の額のお尋ねでございます。今の段階なものですから厳密な数字があるわけではございません。査定額とか数字がある程度見えているもの、見えてはいないのですがざっと見て5億円は超えるだろうとか、あるいはさらにWTO案件とかありますので23億円は超えるだろうとかいう区分で見ているというところでございまして、全体はなかなかお示しできないのですが、非常にばくっと見てでございますし今後精査しなくてはいけませんが、ざっと見て3,000億円とか4,000億円とかいう数字になっていくのだろうと思います。これは県発注分でございます。当然これ以外の契約等もございますので、全体としては数字としてお示しするのはなかなか難しいところでございます。

ちなみに申し上げますと、今年度―これは平成23年度ということになりますが、災害復旧関係の公共事業が県発注分として3,400億円強となっておりますが、議会の議決が必要な契約は今後数年間ということになりますので、その辺がどういう分布になるのかというのは、引き続き精査が必要だろうという段階でございます。

○髙橋元委員 いろいろ説明があったとおり、工事は特殊技術が必要とかいうものがありましてジョイントを組んでやるということでしょうけれども、本来であれば沿岸地域の土木事業関係の方々が、ある面で多くの事業を手がけてほしいと思っているところでございます。ただ、作業者もなかなか集まらないとか建設機器も足りないとか、そんなことも事情としてあると思います。その辺も考慮に入れながら、入札関係は極力地元の経済復興のためにぜひ配慮をお願いしたいと思います。今の段階でこれ以上は難しいのでやめますので、要望だけ申し上げて終わります。

- ○五日市王委員長 ほかにありませんか。
- ○伊藤勢至委員 最初に、1ページ目に総務部、農林水産部、県土整備部とありますけれど も、沿岸の陸前高田、大船渡、大槌、山田の県立病院がいずれも被災をしているわけですが、 県立病院の場合は医療局だから別という考え方でいいのですか。まずそこから。
- ○高橋入札課長 申しわけございません。今回の集計に医療局分は入れてございませんで した。なお、企業会計につきましては、議会の議決を有しないということもあって、今回の 集計に入れておりませんでした。
- ○伊藤勢至委員 まず今、大災害、危急存亡の時期、緊急時ということですが、何よりもそれを頭に置いて始めていただきたいと思います。入札の時期を早める、契約が終わったらすぐ着工できる、それは大変ありがたいことでありまして、それを早めるために議会を余り気造わないでいただいて、例えば4回の定例会にたまたま合致するときは報告します、その間のどうしても議会の承認があぶれるときは専決権であるとか執行権であるとかでやります

ということで、復旧、復興に何よりもウエートを置くべきだと私は思います。地方自治法の中にも何か特例があると思いますから、そういうものを使って何よりも早い復旧を目指していただきたい。こうすればこういうのがある。私はそれで結構だと思います。それもちょっと考えてもらいたいと思います。

それから、このごろ低入札の数が上がってきたという話をされますけれども、実は各建設業関係の、いわゆる職人の給料、労務費というのが、ここ 10 年前ぐらいから半分ぐらいに落ち込んでいるのです。建設業バッシングに遭ったころあたりからでしょうか。当時、例えば板金でありますとか塗装、電工、配管工といったものが、軒並み半分近くに落ちております。そういうものが半分に落ちて、労務費と資材費、かかる諸経費で大体構成される入札の単価が、80 から 85 に 5 ポイント上がりましたといったって、根っこが小さくなっているのです。したがって、今回こういう早い時期を検討するのも大いにありがたいのですが、内容をもう一度検討していただきたいと思います。青森県、宮城県に比べて岩手県はまだまだ低い。したがって、底のベースを変えてやらないことには、一生懸命働いて復興のためには頑張ったけれども、骨折り損のくたびれもうけということになっては、県税収入で返ってこないわけです。したがって、しっかりした予算ベースを確保して、そうすれば入札不参加とか入札不成立ということはなくなると思います。まずそういうお考えを持つべきだと思います。復興のために仕事を出して、それが県税となって県に入ってくる、循環ということを考えるべきだと思うのですが、いかがですか。

○加藤総務部長 まず、手続の早期化についてでございます。運用面につきましては、これまでも答弁申し上げましたが、執行部としてできることは重ねたいと思っております。それに加えまして議会の手続でございます。何よりも迅速な復旧、復興をという観点から御指摘をいただきました。その観点も非常に重要でございますし、そう努めたいと思っておりますが、地方自治法で認められた制度の範囲内で、執行部としてはできることを重ねたいと思っております。それに加えまして、議会側の御議論を踏まえなくてはいけないものにつきましては、いろいろな御意見がおありだと思いますので、その議論を承った上で、こちらとして対応できることは対応させていただきたいと思っております。

地方自治法で何か策があるはずだということでございますが、4ページに示しているものが地方自治法の中で考えられるものということになりますので、この辺で御議論を深めていただければと思いますし、その中でこういう対応が可能ではないかという御示唆をいただければ、執行部として誠心誠意できる限りの対応を尽くしたいと考えております。

また労務単価の問題、それがめぐりめぐって税収という形で県にも見返りがあるのではないかと、その辺の大きな視点を持つべきだという御指摘がございました。復旧、復興を県内の事業所を活用してというのは、まさにそういった観点からの御指摘だと思っておりまして、そういう好循環が起こることを期待しておりますし、またそうなっていかなければならないと考えております。制度上認められているものにつきましては、県内事業者の有効活用を図ってまいりたいと思います。

単価の問題につきましては、発注する側としての県だけの問題ではなくて、全体の経済情勢、雇用情勢という問題もございますし、全体的には国土交通省等の仕切りの問題もございますが、その中で経済実勢なり人材確保の観点といったものも、できる限り織り込めるものは織り込む、あるいは実際の被災地の状況も、よく意見、実情につきましては伝えまして、それがきちんと手続なり単価等に適時適切に反映されるように、そういった対応を重ねていきたいと思っております。その中でいろいろ事業の早期推進、そして経済的な見返りといいますか復旧、復興需要の取り込み、県としても税収の効果を上げられるように努めてまいりたいと考えております。

○伊藤勢至委員 よくたとえ話をしてみんなで笑い合うわけなのですが、いざ緊急事態が発生した場合—例えば町内に火災が発生したとすると、町内会的には、自分のところのバケツに風呂の浴槽から水をくんで走るのです。あるいは車の消火器を外して走ります、火を消すため。ところが、国のお役人は六法全書を持って走ってくるのです。県のお役人は県条例を持って走ってくるのです。そんなのは、いざ鎌倉のときは役に立たないのです。それは火が消えて、その後の話なのです。火を消すためにはバケツの水を持って走る、消火器を持って走る。今そういう状況にあるとしたら、例えば議会にかけなければならないというのだったら、持ち回り閣議的な一各議員から、これでこういきますからオーケーといったものをもらって現地対応するというのも考えていいのではないでしょうか。それを県民が待っているわけですから。私たちが承認しないために、着工が2カ月も3カ月もおくれるということは、県民から我々がしかられます。そういうことを、非常時対応ということで考えていいのだと思います。非常時なのですから。

どうも沿岸から 100 キロ離れてしまいますと、ついきのう、おとといのことのように思ってしまって。今、中津川に上がってくるサケというのは4年前に放したサケなのです。サケが来て海が復旧したなんて言っていますけれども、3月に真っ黒い津波でサケの稚魚が全部持っていかれてしまいましたから、恐らく4年後にはサケが帰ってこないのではないか。したがって、春のふ化放流事業を今やっていますが、何としてでもこれを成功させなければ、5年後にもサケが帰ってこない。4年、5年と連チャンで帰ってこなかったら大変だという、先を見越した話をしていかなければならないと思うのです。

ですから、地方自治法がどうたらこうたらというのでなくて、その間をうまく抜けられる、鉛筆をなめるといいますか、しかもアンフェアではいけませんから、議員がオーケーと言うのであれば持ち回り閣議で早くやりましょうという手立てをやって早くやることがあってもいいと思うのです。ここに出したものがすべてですなんてつっけんどんな言い方をしないで、もうちょっと考えてみるべきだと思います。いかがでしょうか。

○加藤総務部長 今、県条例との話がありましたが、私ども総務部、いろいろな制度を所管 している部分が強くございます。私も常々職員に申し伝えているのですが、制度は制度のた めにあるものではないと、現実に解を見つけ出すためにあると、制度が先に立ってはいけな いという趣旨のことを申し述べております。制度のために実際の事業執行とか県民の現在 の状況、それをどう打開するかがおくれたりとか……(伊藤勢至委員「しゃべっているとおりにやればいいのだ」と呼ぶ)それが後回しになってはいけないということは、重々承知しております。制度が先に立って制度本位になることがないようにしっかり対応したいと思っておりますし、いろいろな現下の状況に応じて適切な対応、そして機動的な対応を心がけたいと思っております。今の御指摘につきましては十分受けとめたいと思います。

○佐々木大和委員 今回の特別な環境の中での制度の見直しなわけですけれども、これまで平均で、5億円以上の事業が年4件前後ということで、この表でいけば6年ぐらいですか、10年ぐらいこんな環境だったと思います。そういう中から今回3年間で214件、特にも平成24年度は117件。4件からいったら30倍ですか。こういう現実離れした状況になるので、やはりこれだけ処理していくのは本当に大変だろうと思うし、執行側の体制も、30倍の事業を実際にやるとなったら、その対応に相当真剣に取り組まないと現実的なものは生まれてこないと。そういう意味でも、先ほど及川委員が指摘したように、やはり入札に対する課題が随分残っていたと、たまってきてしまっているというのは現実にあったわけですから、ああいう課題は早く解決して、方針をしっかり示して、制度に対しての議論はしなくてもいいぐらいまでしっかりしたものを、議会にも示してもらいたい。

先般、私も予定価格の公開のことを申し上げました。これもやはりずっと言われて、総務省とか国土交通省から通達が来る段階まで来ているので、そんなものはどんどんやって、もっと簡略化できることにして業者を育てるのが必要だったと思うのです。あのことによって、見積もり、積算能力を高めるはずの競争制度が下がったという指摘も明確に出されているわけですから、先ほどいろいろな指摘がありましたけれども、その辺を整理して進んでもらいたいと思います。

それから伊藤委員が言いましたけれども、こういう環境ではありますけれども、議会も執行部と同様に県民に対する責任を負っていますので、常に議会を開会できる体制で、毎回1件でもいいから、毎日上げてもいいから対応していくぐらいの事態になっていると思います。だから制度よりも、議会も一緒に解決しなければならない問題だから、5億円以上のものが出て議会が必要だったら、直ちに臨時議会を招集して1件でもやっていくぐらいの真剣さを持って議会も対応すべきだと思っておりますので、総務部長はぜひその辺をしっかりと進めていただくようにお願いしたいと思います。

そういう中で実は、これまでの制度で解決しなければならない問題として、最近の状況で、情報公開によっていろいろな資料を出している中で、特に金額入りの建設関連業務委託設計書の公開が相当増加して、各出先機関がその対応に困っていると聞いているのですけれども、その辺は総務部ではどんなとらえ方をしておりますか。情報公開によって、金額入りの入札の書類、行政文書の開示請求が大変に増加しているということですが、その辺はどのようにとらえていますか。

○高橋入札課長 今、委員から御指摘のありましたとおり、建設関連業務のいわゆる設計委託、調査委託に関する設計書の情報公開件数が急増して、その対応に追われているという話

は聞いております。これは最終的には公開している内容でございますので、この問題を受けまして情報公開担当で、であればあらかじめ公開してしまおうと、一々請求を受けずに見られるような状況にするという改善を検討していると聞いております。

○佐々木大和委員 金額入りということになれば、いろいろ業者ではそれが必要なので、情報公開の本当の目的はどこにあるのか。情報公開の目的と実態の動きが一致するように行政を進めてもらわないと逆の形になる。私が聞いたものだと、平成 20 年と平成 22 年で9 倍になっている一危なく 10 倍ですね一そういうところまでいっていると、本当は中身が違うのではないか。情報公開というのは、そういうためにやったのではないのではないか。その辺のことは、担当部署ではなくて総務部が判断することが必要なのではないか。部長、その辺はいかがですか。

○加藤総務部長 情報公開につきましては、条例なりを受けました運用でありまして、全庁的に統一して、こういうものはちゃんと請求を受けて開示するという判断は行っております。全体につきましては、総務部で要領なりマニュアルなりは作成させていただいているところでございます。

情報公開につきまして、全体の大きな趣旨、目的と実際の使われ方の話がございました。個別の事業者が事業のために請求するのはいかがかという面も、確かにあるのかもしれません。ただ、情報公開の開示につきまして、目的云々というところまで審査する形にはなっておりません。規定上、条例がございますので、請求権がございますので、その規定を満たせば開示せざるを得ないところでございまして、そういう中で現在の整理となっているということでございます。ただ、おっしゃられましたように非常に手数がかかっているという事実がございますので、その辺の対応として手数がかからないように、そもそも求められれば出さざるを得ないような資料につきましてはあらかじめ出すという、イコールフッティングの確保を現在検討しているところございまして、情報公開の今の仕組み、組み方、実際の事務量との関係を考慮いたしまして、今そういう取り扱いで切り抜けるというか、整理しようとしているところでございまして、御理解いただければと思います。

○佐々木大和委員 条例に基づいて皆さんが執行されているわけで、確かにそれはそのとおりで必要なことなのですが、先ほどの指摘とも関連しますが、条例は完全なものではないということも考えなければならない。本来の目的を達成するためには、その都度そういう案件が出てきたら、条例の改正で対応していくのは必要なわけです。岩手県の条例も350を超しました。先ほどの指摘があったとおり、今回逆に条例によって縛られて動けなくなることも起きています、現実的に。そういうことを整理するには、条例改正を常にやる必要があるのではないかというところを、ぜひ総務部でしっかりやって、行革を進めるにもそういうことは必ず必要になってまいります。条例の見直しというのは常々やっていかなければならないわけですし、議会は特に役割が大きいわけですので、私どもも注意しながら見ていくことになるわけですけれども、そこから出てきた案件は、他の部署は間違いなく条例に沿った仕事をしなければならないという立場に徹してもらうわけですから、総務部でぜひそこを

認識して今後の対応をお願いしたい。

そして、今回の 30 倍の発注も同じ形ではできないと思います。今回の大災害は 30 倍の業者を育てるという、現実的に不可能な話をやらなければならないところまで来ていますので、そういう意味においては、条例についても並行してどんどん見直して、本当に実行できる体制をぜひ組み立てていただきたい。そういうことで、部長の所感をいただきたい。〇加藤総務部長 先ほど制度の話もいたしましたが、条例につきましても、不磨の大典というか、直さないというものではないと思いますので、そこは運用を見て、それがネックになるということであれば一現行ある条例につきましては、我々も重視しなくてはいけない立場ではございますが一条例の改正議論につきましては、排除せず、必要であれば果敢に行っていきたいと思いますし、そういう提案もさせていただきたいと思います。

まず、きょうの委員会でも御議論いただいておりますが、執行側としては、制度の中でやり切るというか、いろいろわざというか、運用なりできることを積み重ねると。その上で、条例なり制度がネックとなれば、そこの部分につきましては直すことも考慮する、検討するということで、やれること、そしてそれでは制約があるということであれば、議会の御理解を得て制度の改善、見直しにつきましても積極的に取り組んでいきたいと思っております。これにつきましては、現下の情勢にかんがみまして、この問題に限らず、すべからくそういう姿勢で取り組んでいきたいと思っています。

○工藤勝子委員 災害復旧3年ということで、国で決まっていることだろうと思うのですけれども、このように非常に未曾有の大災害になったときに、国との関係で3年で復旧できるのかという疑問がございます。岩手県は8年をかけてということもございました。そういう中において、できることは県内業者でという話ですけれども、このくらいの災害復旧、これくらいの件数が発注される中で、果たして3年で復旧できるのかという疑問符の中で、例えば国に対して、これを延期するとかという要望はするのかしないのか、その辺のところをお聞きしたいと思っております。

それから、入札業務に参加したいと思っている業者はいても、今まで公共事業が非常に減少してきた中で、業者の方々は技術者を減らしてきたわけです。そうすると、マンパワーがなくて参加できないという業者も、中には出てきているところでもあります。それは逆に、県もではないかと私は思っております。このくらいの入札業務―30 倍にもなると今、佐々木大和委員がおっしゃいましたけれども、県の入札業務のマンパワーはどうなっているのかと。果たして本当にできるのかという思いがあるのですけれども、その辺の、マンパワーの考え方についてもお伺いいたします。

○加藤総務部長 まず、災害復旧なり復旧、復興の期間の問題でございます。資料にもございますように、3年、延ばして5年が目途でございます。現在の姿勢につきましては、なるべく早い、できる限り早い復旧、復興を目指すということでございますので、今の状況というか考え方といたしましては、この期間で終えられるように全力で取り組むということでございます。その中で、事業推進に当たる人員面の問題あるいは事業者の問題等々ございま

す。大枠としては3年、5年ということでございまして、それに計画的にはめ込むような形で現在取り組んでおるわけでございますが、実際に執行に移す段階で、いろいろな状況というか課題が出てまいります。当初、昨年の早い段階、復興計画をつくる段階とかそのころから見ても、今現在マンパワーの問題ですとか、実際に事業を始めた事業者の問題とかという課題が出てきております。現在出てきた問題につきましては、いろいろな策を講じて解決するということでやっておりますが、だんだん、だんだん見えてくる中で、実際この期間が現実的にはどうかという問題も出てまいります。これにつきましては仮定という段階でございますので、現在確たる見通しという段階まではまいりませんが、これではなかなか難しいということになれば、期間が来たらそれで終わりということでは復旧、復興が中途半端というか、途中で尻切れということになってはいけませんので、その状況を見きわめて、声を上げて、国にも整備期間の再設定とか弾力的な運用は求めていく必要があると思っております。今現在は大枠の中で、ただ当然見えてくる中で弾力的にということになろうかと思います。

また入札手続、入札事務に要するマンパワーの問題についても御指摘がございました。マンパワーにつきまして、この件数だけ見て一あるいは今ここにある資料は議会の議決を要する部分でございますが、それ以外の部分も多々ございますので、本庁あるいは振興局を通じて入札に要する人員はかなり必要になってくるというか、ふえる見込みでございます。これにつきましても、事業の執行状況とか計画的な事業配分に応じて必要な体制を組んでいきたいと思っておりますし、今さまざま全体いろいろな応援の要員とか任期つき職員とかいった策を講じつつありますが、そういった中でいろいろな人員の増配、増置ということもやっていかなければいけないと考えております。今現在も来年度に向けて、そういった体制につきましては検討中でございます。

○工藤勝子委員 ありがとうございました。前の入札の話に戻るのですけれども、例えば入札業務に参加するということで、A級で 10 社から 20 社ということがありました。そうすると、小さな市町村においてはとてもではないけれども一遠野市などA級が 10 社もいるわけではありませんので、他から入ってくるということもあって、地元の事業なのに地元の業者が受注できないという現象も起きていたわけです。議会の議決に係る部分を除いてもたくさんあると思うのですけれども、今回もこういう、A級に関する入札業務は 10 社から 20 社で、B級は 20 社から 30 社ということが、今もまだ生きていらっしゃるのか。

それから、低入札になって失格になった業者は、次の業務に参加できないとかというペナルティもあると聞いたのですが、これが今回もこのまま適用されていくのかお伺いいたします。

○高橋入札課長 地域を設定する場合の参加業者数でござますけれども、これにつきましては、ある程度金額が大きくなれば、もともと県内全域ということでやっています。ただし、 県外の業者を入れるかどうかという場合は、通常の基準より少ない数が県内で確保できれば県外までは拡大しないという、それは継続してまいりたいと思います。もう少し県内の狭 い地域で地元から、あるいはもっと広い県内からというところは、いろいろ工夫しなければならない点だと考えています。と申しますのは、できれば、より工事場所に近い地元の業者にとっていただきたいという気持ちがございます。反面、現在の状況を見ますと、エリアを狭くすると参加できる業者が確保できないかもしれないということもございますので、発注の仕方もそうですけれども、その辺はいろいろ状況を見ながら検討してまいりたいと考えております。

二つ目に、低入札に対するペナルティでございますが、現在県では、失格基準を昨年4月に引き上げた際に、このペナルティは行わないこととしております。従来、失格したら翌年は入札に参加する機会を抑制するという形をしておりましたけれども、現在は低入札に対しては、とった工事はしっかりしてもらうための体制の強化といった形で負担は求めていますけれども、入札参加を認めないという形のペナルティは行っておりません。

○工藤勝子委員 もう一点だけ。今後の復旧、復興をいち早く進めるためには県内業者だけでは無理だと、大手も入らなければならないということも、多分あるのだろうと思っております。それはそれとして認めなければならないと思っているのですけれども、総合評価方式の中で、例えば社会貢献という部分があるわけです。県外の業者は地元の社会貢献は低いというか、ないわけですよね。今回の災害に関しても、地元の業者の人たちが、いち早く重機を持っていってボランティアみたいな形でがれきの撤去とか道路の撤去の作業をしたわけです。それはそれとして社会貢献になっていると思っていますけれども、おれたちこれだけで、あと何もとれないかもしれないと首をかしげている業者の方もいらっしゃるわけです。そういう中で、総合評価方式の中で、他県から入ってくる業者の評価をどのようにしようとしているのかお伺いします。

○高橋入札課長 県外から入ってくる業者に対する社会貢献でございますけれども、社会 貢献で評価する内容と申しますのは工事の場所で行われた社会貢献を中心に高く評価する 仕組みとしておりますので、そういう意味では県外の会社であると、なかなかそれぞれの工 事場所、市町村の中での社会貢献は難しいということで、実態としましては地元業者の活動 が高く評価される結果になっていると考えております。

なお、県外の業者も活用せざるを得ないケースも多々出てくるかと思います。規模の大きさもございますので、そういうものについては仮に県外業者を入れるにしても、準1級特定共同企業体という形で県内業者の参加を条件とするとか、これまでどおり県内業者にはさまざまな形で工事に参加してもらう方法をやっていきたいと考えています。

○城内愛彦委員 私からもちょっと質問させていただきたいです。これだけの仕事がたくさん単年度で出る中にあって一ことしは復興元年だそうですので一国も県も災害復旧、復興ということで、用意ドンという形で進む中で、市町村で現時点でも不調の物件が多々出ているのが耳に入っています。そういう中にあって、マンパワーが不足しているのも、業者が不足しているのも含めてなのですけれども、業務の簡略化も含めて、先ほど来出ている話も含めて、県として何らかの指導をしていかなければ遅々として進まないのではないかと感

じます。もちろん地元にお住まいの方々は、国、県の大きな仕事をやるのだけれども、本当に目の前のことがなかなか進まないと、市町村では入札はしたのだけれども、全然工事は進まないという話を多々伺っています。そういった面でのお話というのは耳に入っているのかもあわせて、今後どういう形で指導するのかお伺いしたいと思います。

○高橋入札課長 入札不調の件につきましては私どもも承知しております。特に昨年9月 以降ころから、そういう傾向が見え始めております。主な要因としましては、やはり技術者 の不足、それと裏腹だと思うのですけれども仕事をどうしても選ばざるを得ないというこ ともあろうかと思います。そういったこともございますので、県としましては、国ばかりで はなくて当然、市町村とも工事の発注に関する情報交換、情報共有を行いながら、トータル で見て優先順位の高いものを進めていこうという対応が必要だと、県土整備部ではさまざ まな機会に話しております。そういう形で県、市町村、全体としての復旧、復興が進むよう な形で対応していく必要があろうかと考えています。

もう一つ入札の制度の面でいいますと、例えば既に実施したもので申しますと、何回か出ましたが現場代理人の兼務―いわゆる常駐義務を緩和したというのは、従来一つの工事に現場代理人を一人張りつけてくださいと義務づけていたのを兼務してもいいですと。さらに、その兼務は県の工事だけではなくて市町村の工事も兼務していいですということも認めております。それともう一つ、極力県の中では一県土整備部で既に各振興局あるいは土木センターに通知を出しておりましたけれども、業者もある程度効率がございますので、人手が張りつけになりますので余り細かい工事を単品で出さないで、例えばC級であればC級の限度額いっぱいぐらいに可能な範囲で工事を一本化して発注するとか、そういった場合に所要日数で、1カ所だと効率がいい、何カ所にも散らばっていると移動やら手間もかかるといったところも考慮した工期の設定をして、業者が仕事をやりやすい発注の仕方をという工夫も内部では進めているところでございます。

○城内愛彦委員 特にも港の工事は専門的なものでありますし、もちろん市町村管理あるいは県管理というところ―利用する地域の方々からすれば一体のものなのだけれども、ここからここまでは県でここからこっちが市町村なのだという決め事があって入札されているわけであります。傷んでいる箇所は一緒なのです。それを考えますと、今おっしゃったとおり、ある程度パッケージにして出すという考え方を重視していかないと、遅々として復旧がなかなか形になって見えてこないと思いますので、ぜひその辺は前向きにしてほしいと思います。

先ほど来、お話に出ていましたけれども、議会としても専決を重視するのではなくて、二元代表制の一方でありますし議会基本条例をつくっていますので、私も盛岡市に常駐するつもりでおりますので、議会にお話をしていただければ逐一相談に乗りたいと思っております。ぜひ復興はともどもにやれればいいと思っていますのでよろしくお願いします。何かありましたら。

○加藤総務部長 先ほど来、御議論を賜っておりますが、迅速な復旧、復興を実現するとい

う観点でございますが、資料にもございましたように、議会が関与するという制度、趣旨の 観点もございます。執行部だけではなく議会の御理解なり承認をいただいてという制度に なっておりますが、その辺の兼ね合いはうまく両立させなくてはいけないと思っておりま す。それで今、きょうコピーさせていただいた資料になっておるわけでございますが、議会 の御議論につきましては十分承って、内容は考えていきたいと思っておりますし、その中で 議会の御意見というか議論を尊重する、あるいは議会の議決権を尊重するという仕組みは きちんと守っていきたいと思っております。

[及川あつし委員「議事進行」と呼ぶ]

○及川あつし委員 委員長にお願いをいたしたいと思います。きょう大事な点が説明されまして、これまで議論があったとおり、執行部の皆さんの考え方だけではなくて、議会側も対応について早急に検討を求められていることが判明いたしました。今何もアクションを起こさなければ、次の議会運営委員会は2月6日まで開催の予定がありませんので、これから26日間何もないという状況であります。この期間、議会が何もしなければ不作為になるのではないかと思われますので、議会運営委員長並びに議長に、議会としての対応をまとめる必要があることから、早急に議会運営委員会の必要性があるという声が委員会においてあった旨、委員長からお伝えいただきたいということを1点お諮りいただきたいと思います。

2点目は、きょう執行部の皆さんからいただいた、検討の視点・方向性という4ページの 資料でありますけれども、きょうは第1回目の説明でありますので極めてニュートラルな ペーパーだと思うわけです。改めて、今後我々はどういう意思決定を、何を優先順位にして 決めなければいけないのかということに資するために、評価表について再度作成していた だきたい。例えばマトリックスの形にしていただいて、入札の執行をするに当たっての所要 日数ベースを基準にすればどれが一番いい制度でとか、事務量のベースでいえばどうなの かとか、発注の分散化にはどの議決のやり方が一番いいのかとか、ニュートラルな形ではな くて、評価の視点からマトリックスの表を再度つくっていただくように、取り計らいを2点 お願いしたいと思います。委員長、よろしくお願いします。

○五日市王委員長 ただいまの議事進行でございますけれども、最後にお諮りをしようと 思っていた件でございます。今回各委員から、今後の対応等について御意見が出されたとこ ろでありますけれども、議会の議決を要する大規模工事については、今後議会として何らか の対応が必要になった場合は、議会運営委員会において検討していくことが適当と考えら れ、この場合、当職としては後日、農林水産委員長及び県土整備委員長と調整した上で、議 会運営委員長に対し必要に応じて対応を検討するよう申し入れを行うこととしたいと考え ております。

○及川あつし委員 今の最後の発言は模範回答だと思うのですが、必要に応じてということは、今必要だということです。必要なので申し入れをしてほしいというのが、私の要請です。つまり、議会側としてどういう関与をするかということを決めて、執行部の皆さんと協

議して方向性を出さないと、請け負う業者の皆さんは年度計画があるわけです。我々が 26 日間不作為をやってしまえば1年おくれますので、今、必要があればではなくて必要だという認識で申し入れをしてくださいということで、委員の皆さんに諮っていただいて、早急に対応をお願いしたいということです。

○五日市王委員長 それでは、委員の皆様にお諮りをいたしますが、ただいまの御意見を踏まえて、議会運営委員会に申し入れをするということでよろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○五日市王委員長 では、御異議なしということでございますので、当職からそのように申 し入れを行うこととしたいと思います。

それともう一つ、今後の資料の関係……(及川あつし委員「委員長によって取り計らいをお願いします」と呼ぶ)では、資料の関係につきましては当職において取り計らい……(「いつまでにやるのか」と呼ぶ者あり)(及川あつし委員「先ほどの議運の関係もあるので、できるだけ早いほうがよろしいかと思いますので、取り計らいをお願いします」と呼ぶ)では、そのように執行部と協議の上、取り計らいたいと思います。

ほかにありませんか。

○伊藤勢至委員 きょうで 10 カ月が経過いたしました。今月の 17 日が来ますと、十余年前の阪神・淡路大震災が起きた日ということになります。よく阪神・淡路大震災と今回の大震災を比べられましていろいろ言われますけれども、今回の東日本大震災は、まだ収束し切っていないのではないかと思います。ずっと余震が続いています。阪神・淡路大震災の場合は1年以内に 1,900 回ぐらいの余震があったそうでありますが、今回は約 9,000 回以上の余震が続いているということです。そして東海、南海、東南海にも来るであろうと言われていますし、ある学者は、もう一度また三陸沖にマグニチュード 8 ぐらいのものが来るのではないかと言われている中にあって、今回の東日本大震災の一番大きな欠陥は、まず通信がこけたことにあると思っています。携帯電話、固定電話、防災無線、全部だめになりました。したがって、あらあらのこれからの計画を立ててはいると思いますけれども、万一また同じようなものが近々に来た場合の大きな手立てとして、通信関係あるいは食料備蓄関係、飲料水備蓄であるとか医薬品備蓄であるとかいった、すぐやらなければならない部分については今、どのような対応をなさっているのでしょうかお伺いします。

○小山総合防災室長 まず委員御質問の通信関係でございます。今回の災害の検証をしておりますけれども、その結果、一つ、衛星関係が非常に有効であったということがございます。その点、国の衛星電話系統の早期復旧ということで、市町村を含めアンテナを立てるとかといった設備の工事につきまして、国に予算要求をしながら進めていこうということで現在進めてございます。まずそういった動きがございます。

また、衛星携帯の配備も現在考えてございますし、そういった面の配備からもう一つは、 業者にもいろいろとお願いいたしまして、津波に強い設備の構築とか早期の復旧ができる ような、現地に持っていくような車の配備といったソフト面といいますか、日常のものにつ いてのお願い等もして備えていこうと考えてございます。

それから2点目、備蓄の関係でございますけれども、今、地域防災計画の見直しの中で、それぞれの民間、自治体での備蓄の状況というものを一つとらえております。現在、地域防災計画の見直しにつきましては、パブリックコメントにも出しておりますけれども、そういった中でそれを増強していこうという考え方。それから、燃料につきましては備蓄というのがなかなか難しゅうございますので、我々生活の中での燃料の確保、普段もう少し家庭に備えておくという面から、県全体といたしましては、これまで石油商業組合等々と協定を結んできたのですけれども、大手との協定も考えていこうではないかと。ちょっとそれについては、まだ具体的な動きはしておりませんけれども、現在そういった方向で対応していこうと考えております。

○佐々木大和委員 今、たまたま通信の話が出ましたので、ちょっと私からも伺いたい。今回の震災で、それぞれの災害対策本部に衛星電話を配備した。私もあそこを回りながら何回か使わせてもらいましたけれども、使い方が非常に難しい。そしてもう一つ、一番の欠陥になったのは、災害対策本部に電話が1個なのですが、その電話を聞いてこっちからかけようとすると、その電話はほとんど 99%通じない。そういう格好なので、ああいう臨時電話というのは基本的に、受けとかけと両方、二つないと全然役に立たない。かけるだけで使って、もうほとんど埋まっていますから、外からの連絡は一切入らない。そういうところは、どういう検討をして要求していますか。

○小山総合防災室長 委員御指摘のとおり衛星携帯電話というのは、詳しい話をしますと 2種類ございまして、かけにくいという表現がいいのかあれですけれども、普通の我々の携帯電話のようにかけられるものもあれば、そうでない、番号がいろいろと難しい、数が多いみたいなものもあると存じております。それは、相手も衛星携帯電話でないとつながりにくいということでございまして、そういった意味で県といたしましては増強いたしまして、いざというときには市町村に回せるような数を確保したい考えもございます。また、国でもいろいろと衛星携帯電話についての助成制度みたいなものも用意してございまして、極力そういった面で災害時においては、主要な施設にはそういったものが回せるように、もちろん県自身も、現在の振興局といいますか各出先機関には置いておるのですが、そういったのも増強していきたいと思っております。今回、市町村でも独自で導入するような動きもございますし、こういった反省を踏まえて動きがあるということでございます。

○佐々木大和委員 ちょっとずれたようなので。事業所もそうなのです。かけるほうと受けるほうの電話 2 種類の番号を持たないと。かけるほうの電話番号は公表しなくてもいいけれども、表に出す電話というのは受け電話だけを出す。それが二つないと、今回は緊急時の連絡を一つだけ配備したために、各災害対策本部に連絡のとりようがなくなって非常に困った。当然のことながら、かけるほうだけで使ってしまうのです。そこに受けてもらうために、こっちから、例えば盛岡市から電話しようと思っても、その他から電話しようと思っても、災害対策本部に電話がなかなか通じない。事業所でも、必ず電話が込むところは受ける

ほうとかけるほうの両方を設置するから、最小限二つがセットですということについての 話です。

〇小山総合防災室長 失礼いたしました。そのとおりでございまして、今回も実例といたしまして、通信業者から御協力いただいて災害発生後3日目に各市町村にも配備させていただいたのですけれども、そういったときにも1台ではなくて2台もしくは3台と、複数出させていただきました。そういった考え方については、そのとおりだと思っておりますので。1台ということではなく。

なお今、電話番号のお話がありましたけれども、オープンにしますと一ちょっとこれ余談になるかもしれませんが一ある市町村に配置させていただいた電話番号がオープンになったおかげで、全国からその番号にかかって全く通じなかったというケースがございます。なので、番号のオープンについてはかなり留意しなければいけないと思っていまして、そういったことも踏まえながら対応していこうと思っています。

○五日市王委員長 暫時休憩をいたします。

[休憩]

〔再開〕

- ○五日市王委員長 再開いたします。
- ○及川あつし委員 済みません、手短に。報道で斜め読みしただけなので、確認のためにお聞きしたいのですけれども、今回の震災を経て、世界的な大地震の過去事例で3年以内の火山の噴火の可能性について、防災対策の観点から政府で再度検討を始めたと聞いているのですが、岩手山の関係はどのような状況になっていて、本県の検討状況がどうなっているか、お示し願います。
- ○小山総合防災室長 今、及川委員が御指摘の話、3年という数字は記憶が定かではありませんけれども、大きな地震の後に火山活動が活発化するという過去の事例もございますので、検討を始めたということについては聞いております。

岩手山の火山活動でございますけれども、現在のところ上がってきている調査結果といいますか、定時に火山活動の状況について報告―気象庁で検討している結果が来るのですけれども、今、平穏といいますか、動きはないという状況でございます。そういった状況で……(及川あつし委員「対策」と呼ぶ)対策といいますか、これまでもそうでございましたけれども、気象観測等を行いまして、また気象庁のGPSの測量とかいった機材を使って、変異につきまして定例的に、常に観測しておりますので、その動きを踏まえながら、異常があった場合は対応していくという状況でございます。

○五日市王委員長 ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○五日市王委員長 それでは、お諮りいたします。東日本大震災津波に伴う大規模災害復旧 事業の早期着工に向けた迅速な契約事務と今後の取組みについてでありますが、入札の契 約手続に要する日程の短縮等により、震災からの復興を迅速に進めていく必要があること から、今後大規模工事の発注予定が具体化していく中で、当委員会においても必要に応じ執 行部から説明を求めていくこととしたいと考えますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○五日市王委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。なお、詳細につきましては当職に御一任願います。

それでは、これをもって東日本大震災津波に伴う大規模災害復旧事業の早期着工に向けた迅速な契約事務と今後の取り組みについて調査を終了いたします。総務部関係の審査及 び調査を終わります。総務部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでございました。

この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

[休憩]

[再開]

○五日市王委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

三陸鉄道の復旧について調査を行います。調査の進め方についてでありますが、午前中と同様に執行部からの説明を受けた後、質疑、意見交換を行いたいと思います。それでは、当局から説明を求めます。

○野中交通課長 それでは、継続調査(2)三陸鉄道の復旧について、お手元の資料によりまして説明させていただきます。

まず、1の現状についてでございます。(1)は被災状況について記述しております。このたびの大震災津波によりまして、三陸鉄道は駅舎、線路、橋梁の流失、損壊などで甚大な被害を受けたところでございます。参考の資料1をごらんいただきたいと思います。カラーコピーで横長の、東日本大震災による被害概要という資料でございます。その概要の右側ですが、白丸で点検状況という表がございます。右側の合計欄に、南北全線の合計で被災箇所数317カ所となってございます。そのうち、南リアス線につきましては247カ所、北リアス線につきましては70カ所の被災状況となっておりまして、南リアス線の被災箇所が非常に多かったという状況になってございます。

また戻りまして資料の1(2)でございます。これは運行状況についてでございます。運行につきましては、比較的被害が軽微でございました北リアス線の久慈一陸中野田間と宮古一小本間で、現在運行を再開してございます。お手元の資料2、またカラーコピーの資料がございます。こちらを参照していただきたいと思います。資料2は三陸鉄道全線の復旧スキームになっております。北リアス線をごらんいただきたいのですが、青い矢印が現在運転を再開している区間でございます。北のほうからでございますが、久慈一陸中野田間が3月16日から運転を再開しておりまして、南側に行きますと宮古一田老間が3月20日に再開、田老一小本間が3月29日から再開しております。そのほか赤い表示のところは、現在不通の区間となってございます。現在の運行状況でございますけれども、久慈一陸中野田間につきましては1日8往復の運行となっておりますし、宮古一小本間につきましては1日4往復の運行となってございます。

また前の資料に戻りますが、(3)の不通区間の状況についてでございます。現在不通区間となっております北リアス線の陸中野田―小本間でございますが、三陸鉄道が県北バスに運行を委託し、バスによる代替輸送を行っているものでございます。また、南リアス線全線につきましては、三陸鉄道が県交通に運行を委託し、代替輸送を確保している状況となっております。

続きまして、(4) は復旧額でございますが、会社の試算におきまして、全線復旧に係る 費用が約110億円となってございます。

(5) でございます。これは工事の現在の進捗状況等でございますが、会社におきましては、昨年11月3日に、第一次の復旧区間であります野田村内におきまして起工式をとり行いまして、復旧工事に着手しているところでございます。

次に、2の復旧スケジュールについてでございます。これにつきましては、先ほどの資料2の地図もあわせて御参照いただきたいと思います。資料2の地図でございますが、一次復旧、二次復旧、三次復旧ということで、三つの復旧区間に分けて復旧を進めていく計画となっております。一次復旧につきましては、北リアス線の陸中野田―田野畑間につきまして本年の4月開業を目指して工事を進めていくことにしております。また、南リアス線の盛―吉浜間を二次復旧区間としておりまして、平成25年―来年4月の運転再開を目指して工事を進めていくことにしております。また、三次復旧区間はその他の区間になるわけですけれども、北リアス線で申しますと田野畑―小本間、それから南リアス線の釜石―吉浜間、ここにつきましては平成26年4月に再開ということになりまして、平成26年4月をもって全線再開を進めていく計画になってございます。

続きまして、3の県による主な支援についてでございます。(1)の要望の実施でございますが、三陸鉄道の全線復旧につきましては県、市町村の財政状況からすると非常に困難であったことから、国の全面支援が前提となっておりました。そういったことから、国による三陸鉄道の早期復旧に係る財政支援について、これまで国に対して要望してまいりました。その結果、平成23年度の三次補正予算で措置いただきまして、また平成24年度の当初予算にも盛り込まれたところでございます。

次のページをお開き願いたいと思います。(2)の県における予算措置状況でございます。これまでの措置状況でございますが、こちらに記述しているとおりでございます。最初の三陸鉄道車両緊急輸送事業費補助は、4月補正で措置していただいたところでございます。北リアス線の宮古口における車両が1両しかなかったということで、運行を安定的に行うためにも、2両について久慈口から宮古まで陸送したところでございますが、これに係る経費に対する補助でございます。次に、三陸鉄道震災代替バス事業費補助も4月補正で措置いただいたところでございます。これは、不通区間における代替バス運行に係る経費について三陸鉄道に補助し、三陸鉄道からバス事業者に運行を委託する経費でございます。それから三つ目の三陸鉄道運転資金貸付金でございますが、これは、震災により運輸収入が激減したことから資金繰り上の問題がありまして、運転資金としての貸し付けを措置させていただい

たところでございます。最後に三陸鉄道災害復旧事業費補助ということで、9月補正で措置いただいたところでございますが、一次復旧以降の、これからの本格的な復旧についての経費に対する補助ということで予算を措置させていただいたところでございます。

次に4の、国による主な支援についてでございます。(1)につきましては、国の復興計画に係る位置づけということで、国の復興事業計画及び工程表に、三陸鉄道の鉄道による復旧を前提とした全面再開時期―平成26年4月という時期を明示いただいたところでございます。

(2) でございますが、これは復旧に係る新たな支援スキームを、第三次補正予算の中で 御決定いただいたものでございます。その中身につきましては、被災した鉄道施設を自治体 が所有することを前提に、国が2分の1、自治体が2分の1を負担する新たな支援スキーム ということになります。従前の制度でありますと、国が4分の1の補助でございました。② は、自治体は2分の1の負担が生ずるわけですけれども、この負担分については全額震災復 興特別交付税でもって措置されることになっております。③ですが、ただし会社の負担が制 度として設けられまして、災害発生年度の前年度の運輸収入の半分―実際その半分は1億 7,000 万円程度なのですが一この部分は、国庫の対象から外され会社負担ということが制度 として成立しております。これに対しまして本県の対応につきましては、自治体が所有する ことを前提にした支援スキームでございますので、これまで上下分離という形を進めてき たわけですけれども、より一層、上下分離―いわゆる下の部分を自治体が所有しまして上の 運行部分を会社が専念して行うというスキームにしていきたいと考えております。また自 治体負担につきましては、県と沿線市町村が折半するといった考え方の中で現在調整を進 めておりまして、沿線市町村におきましては、この3月の議会で措置いただく予定としてお ります。なお、先ほど申し上げました会社負担分に係る部分―いわゆる国庫補助対象外部分 についてございますが―これは、既に国に対して対象にするように要望をしておりまして、 これからまた引き続き、この要望は進めて実施してまいりたいと考えております。

あと(3)の、国における復旧に係る予算措置につきましては、先ほど申し上げたのですが、今年度の三次補正予算で三陸鉄道分が約22億円相当、それから②の平成24年度政府予算では22億5,000万円という形で通知される予定でございます。

それでは、次の3ページをお開き願いたいと思います。5の民間による主な支援についてでございます。(1)、これは週刊現代―講談社が親会社でございますが―による支援というものがございます。お手元の資料3に、週刊誌の記事を2枚ほどコピーさせていただいております。最初の資料は三陸鉄道社長のインタビューが中心に掲載されておりますし、2ページ目は三陸鉄道のイベント開催の際に参画していただきました杉良太郎さんのインタビュー等が掲載されております。こういった形で、昨年の6月11日号から計24回にわたり三陸鉄道の特集記事を連載いただいております。また、この紙面において―5月末から11月末までの半年間でございますが、三陸鉄道への募金協力の呼びかけを行っていただきまして、その募金については全額会社へ寄附していただけることになっておりまして、11月21

日現在で2,300万円余の寄附があったと伺っております。

(2)、これは資料4ということで白黒の資料でございますが、株式会社クレディセゾンというカード会社がございます。こちらの支援もいただいております。セゾンカード会員が全国で 2,500 万人おられるということで、会員の皆様へのいろいろな呼びかけ等を行っていただいております。具体的には、被災レールの販売をしていただいたり、次のページの三陸鉄道への寄附一いわゆる寄附金をいただきますと枕木に名前が刻印できるといった取り組みをしていただいて、相当の御支援をいただいているところでございます。元の資料に戻りますが、そのほか資料には書いてございませんが、全国の鉄道会社による物品販売の支援でありますとか、旅行会社による三陸鉄道応援ツアーといったことによるさまざまな支援もいただいているところでございます。

6の課題についてございます。課題は3点挙げております。(1)は、復旧期間中の会社への運営支援が必要になるということでございます。平成26年4月までは一部区間の運行になることから、運輸収入が激減するということになります。このことから、大幅な収入悪化が見込まれるということで、この間の会社の維持、運営に係る財政支援が必要になってくるということでございます。

それから(2)、復旧後を見据えた経営改善ということで、平成26年4月に全線開業ということで進めていくわけですが、全線開業後もさまざま大きな課題を抱えているという、いわゆる沿線人口の減少という大きなトレンドがございます。そういったことから厳しい経営が想定されているわけですけれども、しっかりと収支改善を図り、これまで以上の経費削減、コスト削減あるいは収入確保、利用促進といったものが求められているということでございます。

それから、(3) は三陸沿岸の鉄道に係る一三陸鉄道につながる部分でございますが、JR山田線、大船渡線の早期復旧が大きな課題になっていると認識しております。これが一本につながらなければ、沿線の地域住民あるいは県内外の観光客の利便性が損なわれますので、一日も早くJR山田線、大船渡線の復旧が必要だと認識しています。

最後に、7の今後の対応でございます。(1) につきましては、平成23年度から平成25年度の3カ年に係る収支欠損が予想されておるわけですが、この欠損につきましては、これまでの考え方に基づきまして県と市町村が折半し負担の上、支援していくということで今後調整を進めてまいりたいと考えております。

(2)でございますが、復旧後の経営改善ということでございます。昨年8月に会社におきまして、今後10年間を見据えました経営計画の骨子案―資料では案が抜けておりますが一を策定してございます。この中では、やはり地元利用を維持、充実させていくというのが大きな柱です。それから、沿線人口が減るということがございますので、県内外からの客を呼び込む、いわゆる観光利用の拡大ということ。さらにもう一つ、物産販売の拡大というものを柱として、今後3本柱で収入の確保を進めていこうということでございます。こういった考え方に基づいて現在、具体的には被災地の状況を会社が案内する被災地フロンティア

研修というものを進めておりますし、また、ヘッドマークオーナー制度ということで、全国の方々に募ってオーナー制度を展開しております。県といたしましても今後、こういったさまざま利用促進につきまして市町村とともに検討し、成果が上がるような策を展開してまいりたいと考えております。

それから最後の4ページ、(3)でございます。三陸鉄道につながるJR山田線、大船渡線につきましては現在、国が設置しました復興調整会議—これは、東北運輸局あるいは県、沿線の市町村、それからJR等が参画している会議でございますが—こういった会議へ参画しながら、早期に鉄道復旧ができるように進めてまいりたいと思いますし、またJR東日本あるいは国に対し要望を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。よろしくお願いします。

- ○五日市王委員長 ただいまの説明に対し、質疑、意見等はありませんか。
- ○佐々木大和委員 非常に大きな被害を受けた三陸鉄道に、いろいろ便宜をいただきましてありがとうございます。110 億円の事業費を見込んでいるようでありますが、本当に大変な事業であると思います。スケジュール的に3年かかるようですけれども、現在、代替のバスが走っているわけですが、その状況を見たときに3年間の経過の中で、さらに実は沿岸の人口は減ってきているという心配と、いろいろな事業体の復旧が前提にならないと沿岸の住民がさらに減るのではないかという心配を、すごく皆さんがしております。それで、今後10年間を見据えた三陸鉄道経営計画というのが立てられたようですけれども、この場合の地元利用の維持、充実をどれぐらいまで見込んでおられるのでしょうか。大体これで採算がとれるという見通しがもう立ったのですか。そこを一つ聞かせてください。
- ○野中交通課長 今後 10 年間を見通したということでございますけれども、人口の推計についても、実は人口問題研究所の推計等をベースにしながら―もちろん今回の被災状況に応じてさらに減るという部分もあるのですけれども―そういったものも加味しながら、収入の状況等を推計といいますか計画してございますが、基本的には今お話し申し上げた三つの大きな柱の収入確保の部分の取り組みをしつつ、それとあわせて上下分離を完成させるという二つの大きな仕組みの中で、平成 26 年度以降は最終的に、最終損益が収支とんとんになるというか、とれるような形で運営を進めていこうという計画を立てております。
- ○佐々木大和委員 具体的にもう計画ができているのであれば、その辺もすっきり示して もらったほうがいいと思う。不安を持っている人もかなりいるためにあえて聞いたわけで すけれども、その辺のところがあったらしっかり示してもらいたい。

それと今回、例えば島越のところはトンネルとトンネルの間が全部吹っ飛んでしまってなくなっているわけです。あそこは防潮堤も全部壊れたし鉄道の鉄橋部分も全部だめと。いろいろ聞いてみると、防潮堤と鉄道の盛り土部分を一体化させる案もあるという説明もあるのですけれども一要するに、それらを一体化して公共投資も無駄をなくして、そこを利用しながら防潮堤をつくりながら鉄道も復活させるという案があるという話も聞かされているのですが、実態はどうなっていますか。

○佐々木副部長兼地域振興室長 実際、田野畑村では島越駅の陸橋部分の建て直しについては堤防方式で一少し底面を広くして堤防をつくるような形で陸橋をつくりたいという提案は受けておりますが、まだ機構との調整等について一まちの計画と三陸鉄道の工事を請け負う機構との綿密な詰めについては行われていないと承知しています。

○佐々木大和委員 進め方なのでしょうけれども、しっかり連携をとってやっていかないと、例えばあそこのまちはそこができないと一浸水地域が使えないとなると、あの駅はつくってもだれも乗る人がいなくなるということが起きます。今回復活させるとき、駅の位置が大分変わるということは現地の人たちみんな想定しています。居住地域がまだ示されていない段階なものだから、もとの駅にみんな復活すればこの鉄道は復活するという発想ではだめだと。その辺を念頭に置きながら計画を進めていただきたい。特に、復興の一つの象徴になるということで進めていると聞いていますし、そのようになってくると思いますけれども、地元住民との一体感を持たないと、これが先行していっても駅がとんでもない遠い地域に変わることが想定されるところはたくさんあるものですから、そういうところをぜひ検討の中に入れてもらいたいということをお願いします。

○佐々木副部長兼地域振興室長 駅の位置につきましては多分、北側のトンネルの出口の 山すそに移るのではないかというところまでは、今おおむね全体の話の中でやっておりま す。これからさらに、委員が今おっしゃったとおり、地域住民の声を聞きながら、村の要望 と施工する機構との技術的な安全性対策の整合性をとりながら進めてまいりたい。

なお、この区間は一番遅くにできる三次の予定なものですから、やはりすぐすぐは着工できない。ただし、資材とか必要なものは早期に発注しなければならないという事情もありまして早目に施工したのですが、そういう形で進めてまいるように、村と県とそれから施工業者と住民とで考えてまいりたいと思っております。

○佐々木大和委員 当時、三陸鉄道の経営支援のために市町村所有をやった経過があると思うのですが、今度この形をとっていくときには、市町村は負担金とかいろいろ支援金を出すときに実際は三陸鉄道からの固定資産収入もゼロになってしまう。市町村の負担が非常にふえていく可能性があるのですが、今回はさらに上下分離を確立させるという表現にまでなっているけれども、実際にはそこに課題が生まれるのではないか。結局、占用部分の維持と固定資産税ゼロの中で、あれを維持していかなければならない市町村の負担がふえるということが出るのですが、その辺はどんな検討なのですか。

○佐々木副部長兼地域振興室長 これまでも沿線市町村では、三陸鉄道に対して固定資産について減免措置を講じてまいりました。(佐々木大和委員「途中からしたのだよね」と呼ぶ)そうです。これまでは橋梁とトンネルが主な固定資産で市町村所有にしてまいりましたが、今回の震災は、公共物に等しくしないと国の補助もなかなかかさ上げできないという理屈がございまして、そうであればレールまで一車両以外の部分については全部、市町村の公共物として扱えばここまで補助が上げられるという折衝の結果、生まれた産物でございます。実はあした沿線の首長会議がございまして、そこで新たな今回の補助のスキームの考え

方を示して、税の取り扱いとか補助の出し方、施工の進め方について協議して御理解いただく予定としております。税についてはこれまでも減免してきたことから、今回レール等が市町村財産になったとしても、市町村の収入に占めるウエートとかの影響については余りないものと考えております。

○佐々木大和委員 三陸鉄道ができたときには、第三セクター全国第1号でスタートして、 県内の市町村―当時61ぐらいの全部が出資したのではなかったかと。そのほかに、経済団体とかいろいろな団体も出資者になっているのですが、今回の場合は、株主総会とかの経過を経てきたのでしょうか。それと、今もそのような株主構成なのでしょうか。その辺いかがでしょうか。

○野中交通課長 出資状況といいますか株主状況といいますかにつきましては、発足当時の昭和59年と変更ございません。基本的には県が48%で、残りは沿線市町村が中心ですけれども、そのほか内陸の各市それから民間の団体ということで、地方公共団体の出資は全体の75%程度、残りの25%が民間の出資という状況になってございます。(佐々木大和委員「総会は」と呼ぶ)それから、株主総会でございますけれども、昨年の7月に総会を開いてございまして、その中で今後の復旧の状況等について、会社において御説明させていただいているという状況でございます。

○佐々木大和委員 全国第1号で第三セクターがスタートしたときも、県内全域の支援を得てスタートした事業だったと思います。IGRはこっちだけで一内陸だけでやった。沿岸の協力はないと、関係市町村だけでスタートしたと思うのですが、そういう意味においてもやはり、今回の復興でここまで大きな事業になっていますから、その辺の手順もしっかり踏んで、県を挙げてやっていくとなったら全域一市町村も、もちろんその他の団体も、みんな賛同して協力してこういう事業になっていますというのは、もっとアピールされないと、県の事業になっている雰囲気なので、ぜひその辺は配慮してやってもらいたい。要望しておきます。

○城内愛彦委員 佐々木大和委員からも今、るるお話があったとおりなのですが、まずもって復旧に近づく一歩を踏み出していただいて感謝申し上げたいと思っております。総額が110億円の復旧工事になるわけなのですが、当初聞いたときに140億円ぐらいという話があったようですが、110億円で確定なのかが、まず1点。その復旧に関しまして、平成26年4月までに間違いなくできる予定なのか、2点お伺いします。

○佐々木副部長兼地域振興室長 震災当初の見積もりにつきましては、バリアフリーとか、 実は三陸鉄道は高いところを走っているものですから、そこまでの階段を少しお年寄りに 便利にできないかとか、さまざまなオプションを加えた場合にはこれぐらいかかるという ことで、当初実は最大見積もりで 200 億円近い額まで、上げれば上げるほどこういうことも できますということで出したのですが、まず原形復旧が原則という国の認識もございまし て、精査した結果が現在の工事費ということで、確定した数値でございます。もしかさ上げ するとすれば、県なり沿線市町村の単独で措置してかさ上げする以外はないということに なっております。

開業につきましては、平成26年4月という最終目標は変わりません。先ほど地図で御説明申し上げたのですが、被害が比較的大きいのが、盛の上の赤崎付近と陸橋の崩れ落ちた島越付近ということで、そこについては平成25年度集中的にかからなければならないということで、なるたけ工事に手間暇のかかる部分を三次に回して、できるところから通して動かそうということでつくった計画でございまして、平成26年4月は確定です。ほかの復興工事がまだあるので、三陸鉄道をいち早く復旧させて、工事関係者なり、さらに復興状況を視察に来たい方々も、できれば三陸鉄道に誘導したいと考えてございます。

○城内愛彦委員 確認したいのは、当初バリアフリーであったり、新たなまちづくりに対応した、呼応した形での三陸鉄道復旧が見込まれると私は思っておったのですが、もとどおりになるということで、この際、もとどおりになるのが果たしていいかどうかを感じるところなのです。あわせて、被災した地域のまちの形状がもちろん変わっています。田老地区などもそうなのですが、今ちょうど長いトンネルの真上に仮設団地が建っている状況で、三陸鉄道を利用する方々は従前の田老駅まで遠い状況にあります。利用される人たちとしても今、宮古北高の生徒が若干利用する、あるいはあそこまで来るという従前の三陸鉄道のイメージとは、ちょっと違ったとらえ方を皆さんしているようなのであります。

そこで、これまで検討したのかどうかちょっとお伺いしたいのですけれども、JR北海道でやっている、道路を走ったり鉄路を走ったりするという車両を導入する形で、三陸鉄道の次世代のありようを少し検討してはどうか。過去に検討したものがあれば、その辺をお伺いしたいと思います。

○野中交通課長 まず、三陸鉄道の沿線のまちづくりとあわせて駅の変更等もあり得るかと思います。例えば陸中赤崎であるとか、もちろん田老もありますし、あるいは島越も当然 出てきますので、そういったところは市町村とともにまちづくりの状況を協議しながら、適切なところで、利便性の高いところに整備していくというのが基本的な考え方になると思います。

それから、JR北海道で実証試験を行っています、いわゆる鉄路と道路の両方を走れる一デュアル・モード・ビークルという名称で使われていますが一これは、実際は現在でも実証試験中ということで、まだ市場には出回っていないと。JR北海道でできるだけ早く導入したいと前から言われていたのですけれども、さまざまな課題等もまだあって、実際には市場に出回っていないという状況がございます。

あとは、三陸鉄道の復旧に当たってDMV―デュアル・モード・ビークルについても可能性としてどうなのだろうということで、本県でも内部で検討した経緯もございます。ただ、三陸鉄道の場合どうしても、平地と鉄道が走っているところのレベルが、高低差が非常に大きいということです。例えば軌道を使ってから道路におりるときの、道路でいくとインターチェンジみたいなところなのですが、箇所箇所で新たに整備しなければならないということで、それに相当の整備費用がかかるということがございます。あと、車両自体が現在最大

で29人乗りということでございますので、朝夕の通学にはなかなか対応し切れない。それから、バスになりますので走行速度も鉄道に比べるとどうしても遅くなるといったこと等がありまして、三陸鉄道にそのまま導入するのは非常に課題が大きいという判断の中で、地元市町村もぜひ早期復旧させてほしいという意向がございましたので、鉄道による復旧という方針で進めているという状況でございます。

○城内愛彦委員 私も三陸鉄道をたびたび利用させていただいております。南リアス線も北リアス線もそうなのですけれども、例えば久慈エリア、宮古エリアでありますけれども、学校があったり病院があったりということで、利用の密度が濃い時間帯と密度が濃いエリアというのは決まっています。例えば宮古から久慈に行く区間─日中の旅行であったり所用であったり出張であったりということで、使う頻度の少ない人たち、利用の密度が薄い時間帯とかエリアというのはあるわけです。もちろんJR山田線もそうです。その辺を精査しながら次世代の鉄路のあり方を考えていかないと、鉄路はつくったけれども地域で利用する人がいなくなり、負担だけが地域に残っていくという形は、やはり避けるべきだと思います。改めて考え直すいいチャンスだととらえていますので、ぜひその辺も含めてしっかりと内部で検討していただきたいと思います。南リアス線もそうなのですけれども、例えば南リアス線でも学校に通う、病院に来るために使う人たちが多いわけですから、それ以外のほとんどの方は車で来ます。その辺のすみ分けも考えていかなければならないだろうし、しっかりと鉄路を復旧させることは大賛成です。ただ、ただ復旧させるのではなくて、次のことも考えながらしっかりと検討していただければと思います。

○佐々木副部長兼地域振興室長 委員おっしゃるとおりで、復旧した暁にどういう経営をしていくかが最大の眼目になります。やはり沿線の住民の皆さんも、昭和59年当時のマイレール意識が相当落ちてきていると。できる限り車ではなくて三陸鉄道を使って市役所なり役場なりにも通勤してくれということで、例えば旧三陸町から通う大船渡市役所の職員とか、旧田老町から通う宮古市役所の職員とかに奨励しつつ、しかも山口団地駅をつくったように、日ごろの買い物にも使っていただけるようにということで、自分たちの鉄道なので多少不便でも使おうという、沿線住民の意識啓発が第一に必要だろうと。ここまでお金をかけて共通の財産として維持したものを自分たちで守っていくという公共交通意識がないと存続が難しいし、我々地方公共団体としての施策が問われる部分ですので、そこは十分に気をつけてやってまいりたい。また、先ほど申し上げましたように、従前にも増して観光客、冬の対策とかさまざまバリエーションを組みながら、かつての三陸鉄道の輝きを取り戻せるように十分検討しなければならないし、市町村の協力も必要であるので市町村にも働きかけてまいりたいと思っています。

- ○五日市王委員長 ほかにありませんか。
- ○久保孝喜委員 毎回申し上げているのですが、私からはJR線との関係をお尋ねしたい と思います。三陸鉄道部分については、きょうの説明も含めておおよそ理解したところです が、この資料にも記載しているとおり、JR山田線、JR大船渡線がきちんとつながらない

限り、三陸がレールで一本になったとはなかなか言い切れない。しかし、JRの側からは、明確な予定なり現状における計画が示されていないと思うのです。きょうの資料でも最後に、知事が要望に行くことが確定したようでありますから、当然一定の情報共有はできているのだろうと思いますが、JR線の復旧に要する費用あるいは完成予定年度などを含めて、現在の情報についてお示しいただきたいと思います。

○佐々木副部長兼地域振興室長 結論から申し上げますと、JRでは復旧見込額は明示してございません。幾らぐらいかかるか、あるいはいつまでかかるかということについては、全く明示してございません。私どもとしてはできるだけ早く、三陸鉄道も平成26年4月には開業することだしということで、再三JRに要請はしているのですが、明確な答えは現在のところ来ていない。

ただし、JRとしても原形復旧以上にかかる費用負担については、幾ら黒字会社であってもJR自身の原因によるわけではないので、ある程度国なりによる新しい支援措置も必要だろうということは、宮城県も岩手県も福島県も同じ考えでございまして、昨年度に3県知事で関係省庁に要請してまいりました。その内容につきましては、原形復旧を超える負担については新たな財政制度をつくっていただきたい、そして、できる限りJRも支援して、被災地に不便をかけないように早く復旧をやってくださいということです。そのときには宮城県知事と、こちらでは知事が行けなかったので私が同行いたしました。それから、福島県と行ってきた際にも、関係省庁から一主に国交省鉄道局なのですが一明確な予定については示されていないと。それは、JR本社がはっきりさせないからということによりますので、ここは粘り強く働きかけるしかないということでございます。

あわせて本県の場合は、JR 岩泉線もまだ非常に大変な状況にございます。1 月下旬と資料には書いてございますが、1 月 26 日に JR 本社と関係省庁に要望する予定でございます。そのときには、被災した JR 大船渡線、JR 山田線を一つの要望として、もう一つは JR 岩泉線についても新たに一新たにというか、これまでも要望してきたのですが一一つの項目として、2 点にわたって、知事初め県選出国会議員にも立会していただいて、できる限り強力に JR 本社、中央省庁に要望していきたいと。そういう中で、Z ケジュールだけでも早く示していただかないと、やはり関係市町村のまちづくりにも関係してきますので、頑張ってお願いしたいという状況下にございます。

○久保孝喜委員 本委員会でも何回かこの話をさせていただいていましたが、その都度、皆さんの話を聞いていても待ちの姿勢という感じがしてならないのです。今回の震災による鉄道施設の損壊というのは大規模ですから、そうそう簡単にいかないのは承知していますけれども、しかし、公共交通を担うJRに関して言えば、三陸鉄道よりもどこよりも早く、我々はこうしますということを言っていただく責務があるのだろうと思うのです。そこを厳しく問いかけることが求められていると私は思います。知事が行くということですから、当然知事が行く限り、向こう側は何らかの態度を示さざるを得ないと私は思うのです。今お話のあった肋骨線の関係は、この年末から年始にかけて幾つかの新聞報道などでも、再開に

向けたハードルをどんどん引き上げるみたいな報道が一震災によって危険箇所がふえたとか、がけ崩れの危険性がこれまでよりも増したとかいう観測記事みたいなものが、JR側から流されているような感じがしてならないのです。その点でも、復興調整会議とやらに、肋骨線もきちんとはめ込んで一体的な復旧というのが必要だろうと思うのです。県の姿勢としてそういう俎上にのせると、付け足しで要望するのではなくて復興全体の中にJR岩泉線も位置づけろというぐらいの、気迫のある要求をすべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

〇佐々木副部長兼地域振興室長 JR岩泉線につきましては、当初から1年半塩漬けにされたわけですけれども、副知事初め宮古市長、岩泉町長と何回もJR本社に参りました。それでもなかなか、危険箇所が多いからということで、のらりくらり先延ばしされてきた経緯があります。ですから、いわゆる公共交通の使命は何なのだと、過疎におけるJRの使命感は何なのだという根本的な問題を、国会等でも取り上げていただいて、ぜひこれは議論していただかないと前に進まないだろうと。JRも民間企業だから、黒字を出さなければならないという前提は前提としても、我々としてもIGR、三陸鉄道と、切り捨てられた路線を住民のために守って、県財政、市町村財政、相当の経費をつぎ込んで維持しているわけですので、その辺の事情を説明しながら、JRにもう一度本気になって岩手県における公共交通に対する姿勢を正していただきたいという思いでいっぱいでございますので、引き続き強力に働きかけてまいりたいと思っております。

○城内愛彦委員 関連。今のJR岩泉線の件についてなのですけれども、和井内―茂市間は全然傷んでいない状況であります。地域の方々とすれば、そういった区間は利用したいというお話があります。今のお話の中で、知事からもJRに対してぜひ要望を上げていただきたい。地域にせっかく鉄路があって動いていないと皆さん不安になると言うのです。もう1年半もたって、このまま廃止になるのではないかという話がありますので、ぜひその辺、大丈夫な区間は動かしてもらえるように働きかけをお願いします。

○五日市王委員長 ほかにありませんか。

○伊藤勢至委員 三陸鉄道の復旧は、いち早く打ち出してもらいました。先ほど御意見もあったように、JRが明確な日時あるいは工程などをなかなか上げてこないということもあるわけですけれども、やはり復旧して乗客をいっぱい取り込むと、今まで以上にペイするというやり方も提案するべきだと思います。宮古市の磯鶏駅と津軽石駅が冠水いたしました。したがって私は、磯鶏駅をもうちょっと南下させて宮古短期大学近辺に駅を移動して、宮古短期大学駅と名称変更するべきだと。といいますのは、この地域には県立の宮古短期大学と国立の海洋技術短期大学校、そして県立高校が二つ、中学校、小学校と学校は結構ありますので、将来の学生街が形成できるという思いがあります。こういったことで乗客利用率を高められるという思いから、そのほかもあったのですけれども、一方的な私案でありますけれども、JRにも提案させていただきました。したがって、JRが再経営といいますか、そういうものをやるにあたって、収入増が当然見込めるものも提案しながら、早く復旧をしてく

ださいといった働きかけをするべきだと思っておりますが、そういうことについてはどうなのか一つお伺いします。

それから、今いろいろ議論になりましたが、軌道敷と普通の道路を走ってもいいバスを検討するべきだとかという話もありましたが、仮にバスになると、それは鉄路ではありません。そうなると、地図上に鉄路として上がらなくなってしまうのではないかという懸念があります。例えば今、定年退職した御夫婦がリュックサック一つしょって全国をゆっくり旅しようかといって地図を見た場合に、鉄路でつながっていないところには来ないと思うのです。したがって、鉄路はつながって一本のレールウェイだと思いますから、安易にバスだとかなんとかというものを仮に入れれば、地元は幾らか潤うかもしれませんが、ほかから来るお客がなかなかそれを目当てに来るのは選択肢から外れてしまうのではないかということも考えなければいけないと思うのですが、その辺はいかがですか。

○野中交通課長 今、御提案のありましたJR線の早期復旧について、地元から利用促進策等を提案しつつ、早期に復旧を働きかけてはどうかという御提案だと思います。まさしく委員の御提案のとおりだと思っております。利用者増の部分については、さまざまな策はあると思いますので、今いただいた案も含めて復興調整会議あるいは地元市町村とも協議しながら、利用者がふえるような策の部分についてもJR側に提案しながら、早期復旧に努めてまいりたいと思います。

それから2点目の、軌道とバスを併用するといった新しい交通システムの導入等の話もあったわけですけれども、鉄路が全国とつながって初めて三陸沿岸地域の活性化にも資するという考え方を我々も持ってございますので、やはり単純に都市と都市、隣の町と町がつながって陸になればいいということだけではなくて、広域の交通としての確保、それから全国の鉄道網とつながるという三つの要素が発揮されなければならないという観点で、三陸鉄道も当然でございますが、JR山田線、JR大船渡線をそういう考え方でJR側にはしっかりと要請してまいりたいと思っています。

○髙橋元委員 まず1点、復旧額の試算が約110億円ということなのですが、これは、例えば考え方として原状復旧するために必要な予算なのか。あるいは申請した地域のところはルートを変更するとか、あるいは高架方式にするとか、いろいろそういうことも含めての予算なのか、その辺ちょっと説明の中でわからなかったものですから、お伺いしたいと思います。

それから一次復旧については、11 月3日に起工式をやられたと。今回は国と県、市町村を合わせると約89億円という予算措置。110億円のうちの89億円ということであれば、かなりの工事量なのかという思いもするわけです。そうした場合に二次、三次のところの起工をいつごろからされるのかということと、先ほど震災復興の関係で、3年間で5億円を超える工事が214件入ってくるわけです。そうした場合に、工事を進める事業者が大丈夫なのかという心配一鉄道の敷設だから大丈夫だと、別業者だということかもしれせんが一運行再開時期を示されておりますけれども、工期内に業者が集まって工事ができるのかという心

配をしております。その辺の見通しはいかがですか。

○野中交通課長 まず、工事費約 110 億円の内容でございますが、三陸鉄道の場合は現行ルートでの復旧ということで、基本的には現状復旧に係る工事費というとらえ方をしております。

それから、二次復旧区間あるいは三次復旧区間の着工の時期はいつからかということでございます。実は二次、三次の部分についても、設計につきましては今年度から着手することにしておりまして、具体的な土木工事等につきましては二次、三次も来年度から工事に着手することで考えております。ということで、今後の復旧工事が三陸鉄道のみならずほかの公共事業、民間事業等が出てまいりますので、早目、早目に工事着手しながら発注業者を確保していくという考え方もありまして、そういった契約等を三陸鉄道で早目、早目に進めるということで考えております。

○髙橋元委員 ぜひ予定の工期の中で再開していただきたいと希望申し上げたいと思います。それから工事全体については、復旧については三陸鉄道の負担はゼロという考え方でいいのか。目に見えないものもたくさんあると言えばあるのかもしれませんが、復旧にかかわっての三陸鉄道の負担が全くゼロなのかどうか、その辺はどうなのでしょうか。

○野中交通課長 今回の、いわゆる上下分離といいますか、下の部分を自治体が保有するという前提に立ちますと、復旧事業費については、基本的に会社負担はないということになります。ただ、冒頭に御説明申し上げましたけれども、この制度の仕組みの中にただし書きがございまして、三セク鉄道といっても民間鉄道であると、民間事業者だということもございまして、運輸収入の半分は国庫補助の対象から外れるということになりまして、これは、基本的には会社の負担ということになると考えております。ただ、災害復旧につきまして、会社の負担が今の状況では一運輸収入が激減している中では負担が困難ということがございますので、この会社負担分についても、市町村と協議しながらですけれども、県と市町村が折半しながら負担していく方向で今、調整してございます。

○五日市王委員長 ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○五日市王委員長 ほかになければ、これをもって三陸鉄道の復旧について調査を終了いたします。

なお、委員の皆様への連絡事項でございますが、当委員会の県内調査につきましては、さきに通知いたしましたとおり、1月17日に実施いたしますので御参加願います。なお、服装につきましてはスーツでも構いませんので、よろしくお願いいたします。(及川あつし委員「どっち、統一してよ」と呼ぶ)スーツでお願いします。以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。